

1 性の多様性とは

ここに書類の性別欄があるとして、どのような回答が考えられますか。あなたは迷うことなく回答できますか。あなたはどのように自分をその「性」だと思っているのでしょうか。

1 からだの性(生物学的性・sex)

わたしたちの性は、ほとんどの場合出生と同時に決められます。それを決めるのはわたしたち自身ではありません。日本の法律では、親や出生に立ち会った医師が出生の日から14日以内に出生届を出す際、わたしたちの性が決定されることになっています。

では、その際にわたしたちの性はどのようにして決められるのでしょうか。ほとんどの場合、それは外性器に典型的な身体の構造によって決められます。これを「からだの性」(生物学的性・sex)といいます。あるいは、これが他者によって決められるものであることから「決められた性、指定された性・assigned gender」ともいわれます。

「からだの性」は性染色体上の遺伝情報にもとづく生殖器(内性器・外性器)や脳の性分化によって形づくられます。性染色体はXXの組み合わせで女性、XYで男性になると一般的には理解されていますが、実際にはXXX・XXY・XYY・XOなどの組み合わせも生じます。また、性分化については、男性では性腺の男性化→精巣形成→外性器の形成と脳の男性化、女性では卵巣形成→外性器の形成と脳の女性化という経緯をたどりますが、それぞれの段階においてもさまざまな発達の可能性があります。それにより、からだの性にもさまざまな状態が生じうるのであり、それをDSD(Differences of Sex Development)、インターセックスといいます。かつては、出生の段階で外科的手術などにより男女いずれかの性にされることがほとんどでしたが、最近では本人の意向が確かめられる年齢まで待ち、性についての自己決定を尊重するようになってきています。

2 こころの性(性自認・gender identity)

「こころの性」とは、自分の性を自分自身がどう考えているか、ということです。ほとんどの人は男性または女性と自認しているでしょう。しかし、その程度あるいは度合いとなってくると、男性と女性を一本の線の両端において、その線上のさまざまな位置での自認がありえますし、男性でも女性でもない、あるいは、あるときには男性、あるときには女性という自認、はっきりと定まっていな、一定しないといった自認もありえるのです。

「こころの性」と「からだの性」が一致している場合をシスジェンダーといいます。シスとはラテン語で一致しているという意味です。一方、「こころの性」と「からだの性」が一致していないという感覚をもっている人もいます。これをトランスジェンダーといいます。トランスとはラテン語で「反対の」「別の側の」という意味です。「からだの性」は男性で「こころの性」は女性、あるいは「からだの性」は女性で「こころの性」は男性などの場合です。「性同一性障害」は、この状態を医学的に疾患としてとらえた名称ですが、アメリカの精神医学会は2013年のガイドライン(DSM-5)から「性別違和(GD Gender Dysphoria)」に変更しています。「性別違和」における「こころの性」と「からだの性」との間の違和感はさまざまで、現在日本では一定の条件を満たせば、性別適合手術によって「からだの性」を「こころの性」に一致させることや、戸籍の性別変更も可能です。

3 好きになる性(性的指向・sexual orientation)

「好きになる性」とは、恋愛や性愛の対象となる性のことです。「こころの性」との関係から見て、自身の「こころの性」とは異なる性を好きになる場合を異性愛(ヘテロセクシュアル)、自身の「こころの性」と同じ性を好きになる場合を同性愛(ホモセクシュアル、男性の同性愛者をゲイ、女性の同性愛者をレズビアン)といいます。また、いずれの性も好きになる場合を両性愛(バイセクシュアル)、好きになるのに性別は関係ない場合を全性愛(パンセクシュアル)、いずれの性に対してもそうした感情をいだかない場合を無性愛(アセクシュアル)といいます。

性的指向は恋愛や性愛における性行動が注目されがちですが、それだけではなく、アイデンティティ、ライフスタイルと合わせた3つの側面からとらえることができます。アイデンティティとは、恋愛感情や性行動を通じて自分が異性愛者、同性愛者あるいは両性愛者、全性愛者、無性愛者だと自認していくこと、つまり性において自分自身が何者かを認識することです。性行動とは、恋愛や性愛において他者とどのような関係をもつか、もとうとするかです。ライフスタイルは暮らし方や生き方、好きになった人とどのような人生を築いていこうとするのかということです。

「こころの性」・性自認はこころが自分に向いたところに形成され、「好きになる性」・性的指向はこころが他者に向いたところに生じるといえます。とすれば、性自認は自己といかに向き合うかにかかわり、性的指向は他者とどのような関係を築いていくかに

かかわるもので、あいまって一人の生き方の全体に深くかかわるものであることがわかります。「からだの性」「こころの性」「好きになる性」が統合された全体としての性のあり方・セクシュアリティとは、人の生き方を性という観点からとらえたものといえるでしょう。

そして、上に見てきたように、「からだの性」「こころの性」「好きになる性」は、まずそれぞれがさまざま、つまり多様です。しかも、この3つはわたしたち一人ひとりの中では切り離しがたく結びついています。その組み合わせもまた多様です。さらに、それぞれが、そしてその組み合わせが必ずしも固定的ではなく流動的であったり、曖昧であったりもするのです。あなた自身の場合はどうでしょうか。

そして、上に見てきたように、「からだの性」「こころの性」「好きになる性」は、まずそれぞれがさまざま、つまり多様です。しかも、この3つはわたしたち一人ひとりの中では切り離しがたく結びついています。その組み合わせもまた多様です。さらに、それぞれが、そしてその組み合わせが必ずしも固定的ではなく流動的であったり、曖昧であったりもするのです。あなた自身の場合はどうでしょうか。

- * 「からだの性」「こころの性」「好きになる性」に加えて、服装やしぐさなどを「性表現」としてとらえることもあります。こうした性の多面的なとらえ方を国際的には「性的指向」Sexual Orientation、と「性自認」Gender Identityで「SOGI」、さらに「性表現」Expressionを加えて「SOGIE」と表現しています。

4 LGBTとは

性の多様性にかかわることばとして、「LGBT」ということばが知られるようになってきました。Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシュアル、Tはトランスジェンダーです。このうち、LGBは「好きになる性」にかかわるもので、Tは「こころの性」と「からだの性」の関係にかかわるものであることは、もうわかってもらえたでしょう。

- * LGBTでは自分の性を言い表せないというQ(queerまたはquestioner)やインターセックスを加えて「LGBTQ」「LGBTIQ」と表現することもあります。

多様な性のあり方それぞれに名づけがされることは、その存在が他と区別されて認識されることであり、大切なことです。しかし、名づけることが、ただちにその存在を理解したことになるわけではありません。区別することが排除や差別につながることもありえますし、名づけの前提となる性のあり方のとらえ方の認識も変化します。重要なことは性には多様なあり方があることを理解し、それを体現した存在、すなわち性において多様な人々を、自らの隣にいる他者としてあるがままに受け容れることなのです。

ところで、これまで紹介してきたような多様な性のあり方は理屈では理解できるが、実際にそれを体現した人は、例えばテレビなどに登場する場合や、ドラマや映画、小説やアニメなどの世界でしか見たことがない、少なくともいままで自分はそうした人と直接接したことがない、という人もいることでしょう。

2018年10月に「電通ダイバーシティ・ラボ」が日本の20歳から59歳までの6万人を対象に行ったLGBT等に関する調査⁽¹⁾では、該当する人が8.9%(2015年調査7.6%)という結果が出ています。これを日本の総人口(総務省2019年1月概算値・1億2632万人)で考えると約1124万人になります。日本人の姓でもっとも多いとされる「佐藤」姓や「鈴木」姓を名乗る人がそれぞれ約200万人とのことです。その5倍以上、40人学級でいえば1学級に3人から4人が在籍することになります。

とはいえ、LGBT等は社会的には少数者です。以下、本稿ではLGBTを含む多様な性を体現した人々を、性的少数者・セクシュアル・マイノリティということにします。

一方、性的多数者(セクシュアル・マジョリティ)とは、「からだの性」と「こころの性」が男女いずれかがかつ一致し、「好きになる性」は異性、具体的には、

「からだの性」と「こころの性」は男性で「好きになる性」は女性
 「からだの性」と「こころの性」は女性で「好きになる性」は男性

という、〈シスジェンダーの異性愛者〉を意味します。

2 セクシュアル・マイノリティの生きづらさ

多様な性を体現したセクシュアル・マイノリティの人々がいるとしても、性の多様性は本人が表明しない限り、多くの場合わかりません。その意味では、セクシュアル・マイノリティはいないのではなく、すぐ隣にいるかもしれないが見えないのです。

では、なぜ当事者は自身の性のあり方を表明しないのでしょうか。

1. <http://www.dentsu.co.jp/news/release/2019/0110-009728.html>

1 自己受容・自己肯定の困難

すでに述べたように、社会では、多数を占めている人々の考えや規範、価値観が当たり前、そして多くの場合「善」とされ、それとは異なるものは普通ではない、そして多くの場合よくないとみなされることが歴史的に見てもしばしばあったし、いまもあります。性についていうと、先にも述べたように性的多数者とは(シスジェンダーの異性愛者)です。

わたしたちはこうした環境の中で育ちます。多数者は多数者の性のあり方を当たり前と思っており、多くの場合、それとは異なる多様な性のあり方があること自体に気づきませんし、気づこうともしません。多数者にはその必要性がないからです。そして、そうした認識は無意識的に、その社会で育つほとんどすべての人が身につけていきます。セクシュアル・マイノリティの当事者も例外ではありません。セクシュアル・マイノリティにも、性的多数者の当たり前が知らず知らずのうちにそなわっていき、内面化されていくのです。

やがて、セクシュアル・マイノリティは成長のいずれかの段階で、もしかしたら自分はほかの人・多数者とは違うのではないかとということに気づくこととなります。LGBの場合、恋愛や性愛の対象として人を好きになるという感情が生まれたとき、それが異性ではなく同性や両性に向いている自分に気づきます。ある研究⁽²⁾では、ゲイ男性では平均して13.1歳で「ゲイであることをなんとなく自覚した」、13.8歳で「同性愛、ホモセクシュアルということばを知った」、17.0歳で「ゲイであることをはっきり自覚した」と報告されています。もちろん、年齢的な差異は大きく、もっと遅い場合もありえます。

多数者である異性愛者にとって、恋愛はこころのとときめきをとまいませんが、LGBの場合、それだけではなく、自身のうちにめばえた恋愛感情は当たり前ではないこと、よくないことなのではないかという思いをもとめないがちです。そして、そうした感情を打ち消そうとしますが、それは困難です。なぜなら、異性愛者が異性を好きになるのが何か特定の原因があってそうなるのではない、まさに当たり前であるのと同じように、同性愛者が同性を好きになるのも、両性愛者が両性を好きになるのも、当事者にとってはそれが当たり前のことだからです。しかし、LGBにも多数者の当たり前である異性愛が当たり前という認識が内面化されてしまっているため、LGBは自分にとっての当たり前を当たり前ではない、よくないと思ってしまうのです。その結果、当たり前ではない、よくない感情をいだいてしまう自分、それを打ち消すことができない自分、あるいはよくない思いながらもそうした感情をいだくことを繰り返す自分が嫌になったり、自分を否定するような感情をいだくことさえ起こりうるのです。

性別違和の場合、「からだの性」と「こころの性」の違和は、外性器についての違和や、ことばづかいや服装、遊びや交友関係などで自分の「こころの性」とは異なる「らしさ(男(の子)らしさ、女(の子)らしさ)」が求められることへの違和として現れます。自分がこうありたい、自分はこうだと思っている「こころの性」にすなおでいることを抑圧され、「からだの性」に合わせることを強いられるのです。年齢的には約9割が中学生までに「性別違和」の自覚があったという報告がありますが、思春期になって「からだの性」がはっきりと男性・女性の特徴を現すようになってくると、「こころの性」との違和をいっそう強く感じるようになります。

このように、LGBT等セクシュアル・マイノリティは多くの場合、自身の性のあり方を受け容れることが困難な状況、ありのままの自分を自分自身が受け容れることができない状況に置かれている場合が多いのです。それが当事者にとっていかに苦しく、生きづらいことであるかを想像することができるでしょうか。そして、こうした状況にあることを思えば、当事者が自身のことを他者に語る事が困難なことも想像に難くないでしょう。

2 他者から受容されないことへの恐れ

セクシュアル・マイノリティが自身の性のあり方を他者に告げることがカミングアウトといえます。これは、「coming out of the closet」の略で、自身の性のあり方を自身のうちに閉じ込めている状態から抜け出すという意味です。

先に見たように、自身の性のあり方を肯定的に受容することが難しい場合が多いセクシュアル・マイノリティがカミングアウトしようとする理由はさまざまなものがあるでしょうが、どんな場合にも共通するのは、相手に本当の自分について知ってほしいという切実な思いがあるということであり、この人なら受けとめてくれるのではないかという相手に対する期待と信頼があるということです。

しかし、カミングアウトの対象が友人の場合、多くの場合友人は性的多数者であり、多数者の当たり前を身につけているでしょうから、カミングアウトしたためにそれまでとは違う目で見られたり、避けられたり、友人関係を拒否されたりするのではないかと不安はぬぐえません。であるならば、そのような「危険」をおかすのはやめておこう、カミングアウトしなければ、少なくともいままで通りの関係は続けていくことができるとセクシュアル・マイノリティが考えることも理解できるのではないのでしょうか。カミングアウトしないのは友人関係を大切にしたいための苦しい選択であることもありえるのです。ただし、その多くの場合、セクシュアル・マイノリティは自身について隠しごとをしているよううしろめたさや、知られてしまうことへの不安を感じずにはいられません。こうしたことは、学校や職場などあらゆる場での人間関係について起こりうることです。

カミングアウトの難しい対象に家族、とくに親があります。その理由としては、まず、親や家族が性の多様性に無理解なため、カミングアウトした場合に親子関係・家族関係の断絶のようなことになりかねないことが危惧される場合があります。そこまでには到らないとしても、親や家族、その周囲の人々が性の多様なあり方を肯定的に受けとめることができない場合、子どもがそうになったのは自分に責任がある、自分の育て方が悪かったから、間違っていたからだと親が自身を責めたり、周囲から親が責められたりすることが懸念される場合があります。あるいは、そのように親を苦しい立場に立たせたことに対する家族の反発がセクシュアル・マイノリティ自身に向けられることもありえます。セクシュアル・マイノリティが親や家族をもっとも身近で大切な存在と思い、だからこそ自身のあるがままをわかってほしいと思ってカミングアウトしても、親や家族の反応が拒否的、否定的なもの

2. 日高康晴・木村博和・市川誠一「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2」

であれば、それは当事者にとっては耐えがたいことです。親や家族から拒否されるつらさだけではなく、親や家族に苦悩をもたらしてしまったつらさも重なり、それが自身のあり方への懐疑となる場合もあるのです。そしてこの場合も、そんな「危険」をおかすよりも沈黙を守ろうという思いが生じます。それが親子や家族の関係をなんとか維持していくための、やむをえない選択であることは理解できるでしょう。そしてこの場合も、セクシュアル・マイノリティは自身のことをもっとも近いはずの人たちに隠しているというしるめたさや知られることへの不安を禁じえないのです。

3 性的多数者・少数者を越えて

カミングアウトを困難にしている要因として、セクシュアル・マイノリティ自身が自身の性のあり方を肯定的に受けとめることが難しいことと、性的多数者から肯定的に受けとめられないのではないか、その結果として大切な人間関係を失うことになるのではないかという不安が積みまとうことについて述べてきました。実は、この二つの根底にあるのは同じものなのです。

それは、性のあり方において多数である〈シスジェンダー＋異性愛〉を当たり前、普通、正常とする考えです。〈シスジェンダー＋異性愛〉が当たり前、普通、正常であるとするれば、それ以外の多様な性のあり方は当たり前ではない、普通ではない、正常ではない、あるいは一時的なもの(趣味、嗜好、気の迷いなど)ということになってしまいます。〈シスジェンダー＋異性愛〉の多数者が、自らの性のあり方とは異なる多様な性のあり方を肯定的に受けとめようとしてこなかったのはそのような認識に立っていたためであり、その認識がセクシュアル・マイノリティへの否定的な対応、差別と排除を導き、しかも差別と排除まで当たり前、あるいは仕方がないと認識させてきたのです。あるいは、多数者の当たり前である〈シスジェンダー＋異性愛〉へと「正す」、「治す」ことをも当たり前、正しいこととされてきました。そして、そうした性的多数者の認識が、多数者だけではなくセクシュアル・マイノリティ自身にも内面化された結果、セクシュアル・マイノリティが自身の性のあり方を肯定的に受けとめることをも困難にしてしまったのです。性的多数者の当たり前によって、セクシュアル・マイノリティは自身の性のあり方にすなおに生きることを抑圧されてしまっていたのです。

さまざまなセクシュアル・マイノリティについての歴史的な経緯を広くとりあげることはできませんが、例えば同性愛については、キリスト教やイスラム教がそれを罪としたことが、二つの宗教が受け容れられていった社会に大きな影響を与えたことは容易に想像できるでしょう。宗教の影響が弱まった近代においても、ドイツやアメリカ、イギリスではかつて、特定の性行為を犯罪とするソドミー法において同性愛はその対象とされていました。現在でも、成人同性間の合意にもとづく性行為を違法とする国や地域は世界195カ所中70カ所(約35%)とされています(3)。

近代以降においては、医学者によって同性愛は精神上的の疾患とされ、その「原因」が探られ、さまざまな「治療」が行われてきました。それが政治と結びつけられた例としてナチスの例をあげることができます。ナチスは同性愛を根絶すべき病気とみなし、同性愛者を収容所に送り、虐殺しました。ナチスの敗北とともに収容所は連合軍によって解放されましたが、生き残ったユダヤ人や政治犯がただちに自由の身となったのに対し、同性愛者はあらためて刑務所に移送され、服役させられました。当時、アメリカでも同性愛が犯罪とされていたことによるといわれています。第二次世界大戦後、ユダヤ人や政治犯とされた人々がナチスの非を糾弾する声をあげたのに対し、同性愛者は長く沈黙を強いられました。それは、同性愛に対する社会的偏見と差別のためでした。

医学の世界の同性愛に対する認識があらためられたのはごく最近のことです。アメリカの精神医学会はその精神疾患リストの1980年版(DSM-3)では「同性愛であり、なおかつそのことに本人が苦悩している場合は精神疾患である」としていました。しかし、本人が苦悩しているのは差別や偏見の結果であるという反論を受け、1987年版(DSM-3-R)では同性愛をリストから削除しました。1992年には世界保健機構が国際疾病分類で「同性愛はいかなる意味でも治療の対象とならない」と宣言します。これを受けて、日本でも1994年に厚生省が国際疾病分類を公式基準として採用し、翌年には日本精神神経学会も国際疾病分類を尊重するとしました。同性愛が「こころの性」、人を好きになることの一つの形であることがようやく医学の世界の共通認識となったのです。

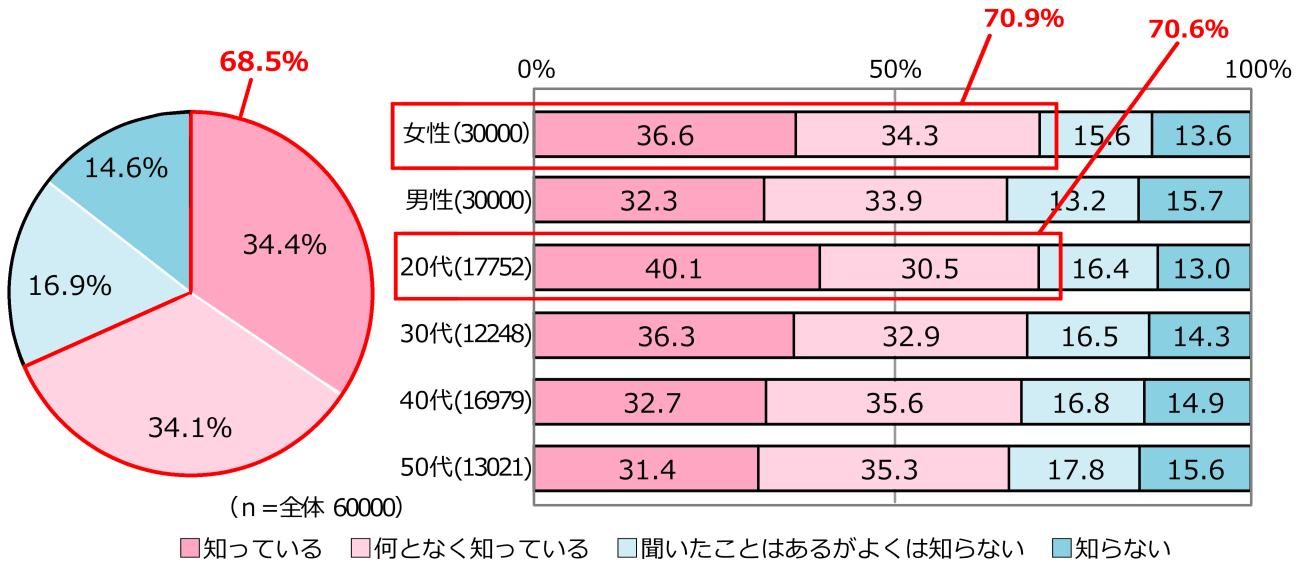
日本でも1980年代後半から90年代前半に、テレビドラマや女性週刊誌などでゲイがさかんに取り上げられ、ゲイブームなどといわれました。しかし、それはセクシュアル・マイノリティの一つである男性同性愛者が社会に受け容れられたことを意味しませんでした。むしろ、性的多数者の興味本位によるものであり、かえってゲイを「オカマ」や「ホモ」などといって笑いの対象にするようなことが公然化していったりしたのです。

そうした風潮に対して、当事者が声をあげたのが1991年に東京地方裁判所に提起された「府中青年の家裁判」でした。これは、同性愛者の団体「動くゲイとレズビアン」の会(OCCUR)が東京都・府中青年の家で合宿した際、同宿の青年から嫌がらせを受けたことをきっかけに、その後、東京都教育委員会が青少年の健全育成にふさわしくないとして、同性愛者の施設利用を拒否したことから、OCCURが集会の自由と学習権をもとに起こした裁判でした。一審、二審でOCCUR側が勝訴し、判決が確定しましたが、これは、同性愛者も一人の人間として人権を有していることが、司法の場で確認されたものといえます。しかし、考えてみればその当り前のことを明らかにするために、司法に訴え裁判を闘わなければならなかったのです。被告が行政機関であったことの意味も重いといえるでしょう。1994年には第1回レズビアン・アンド・ゲイパレードが東京で開催され、1000人以上が参加しました(現在の名称は東京プライドパレード)。LGBT等セクシュアル・マイノリティが自ら行動を起こし、その存在を訴えるようになったのです。

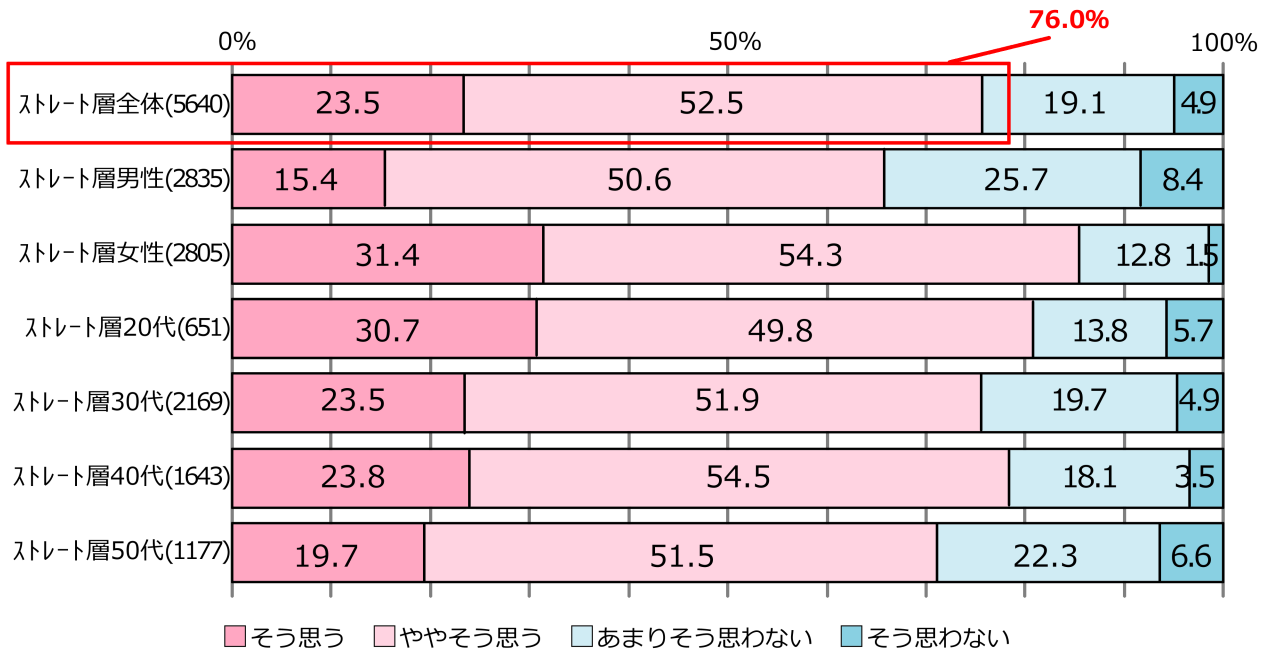
こうした経緯を経て、人々の意識にも変化が見られるようになってきています。先にも引用した「電通ダイバーシティ・ラボ」(2018年10月)の調査結果を見てみましょう。

3. 康 純(2017)『性別に違和感がある子どもたち トランスジェンダー・SOGI・性の多様性』合同出版

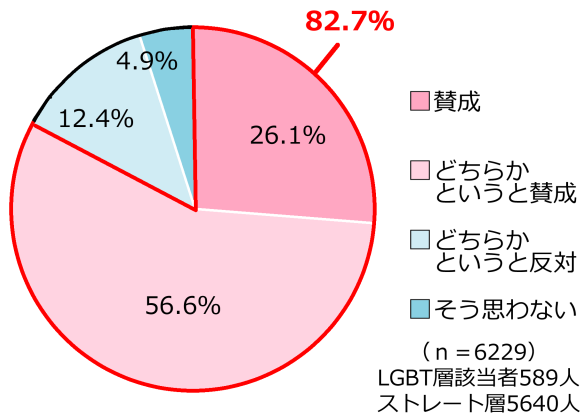
グラフ1
LGBTとはセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつということを知っていますか。



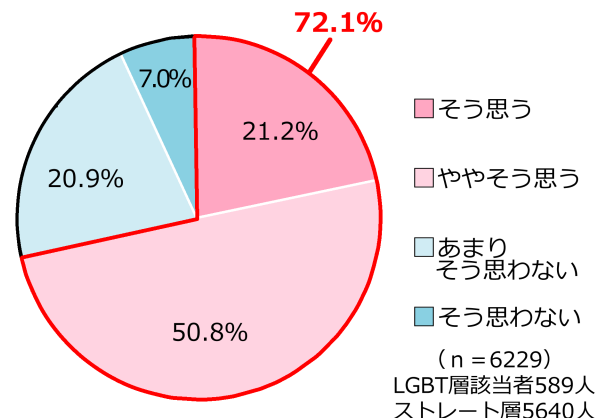
グラフ2
LGBTの人に不快な思いをさせないために、あなたはLGBTについて正しく理解をしたいと思いませんか。



グラフ3
東京都は、LGBTに対する差別解消やヘイトスピーチの根絶を目指す条例を、2019年4月に全面施行を目指しています。そのことについてあなたはどう思いますか。



グラフ4
LGBTの差別をなくすため、日本はもっと法整備をするべきだと思いますか。



1によれば、LGBTということばの認知度は世代が上がるにつれて低くなっていますが、それでも50代でも3割の人が知っているという回答があります。2のLGBTについて正しく理解したいと思うかについて興味深いのは、同じ異性愛者でも女性で「そう思う」と答えた人が31.4%、「ややそう思う」54.3%に対し、男性では「そう思う」15.4%、「ややそう思う」50.6%と差が見られることです。

こうした調査結果を見ると、LGBT等セクシュアル・マイノリティの存在についてはそれなりの認識が形成されつつあり、理解を深めていくことや、差別解消とそのための法整備の必要性についても一定の認識が育ちつつあるようです。しかし、大切なことは、それがLGBT等セクシュアル・マイノリティの置かれている状況とその人たちの願いへの本当の理解と共感をともなっているかどうかではないでしょうか。セクシュアル・マイノリティへの本当の理解と共感のためには、一つには性の多様性について偏見を取り去った科学的な認識が欠かせません。そしていま一つには、セクシュアル・マイノリティが生きづらい状況に置かれているのは、その体現する性の多様性を理由に人間が人間として人間らしく生きることが実現されていないことであり、それは人権にかかわる問題であるという視点に立つことが大切です。こうした視点に立てば、セクシュアル・マイノリティをめぐる状況をそのことだけにとどめてしまうのではなく、人権にかかわる多様な課題の一つと位置づけて考えていくことが可能になります。それは、性の多様性、セクシュアル・マイノリティというテーマの固有性と、人権というテーマの普遍性をふまえて考えるということです。しかも、性的多数者による偏見と差別こそがセクシュアル・マイノリティを生きづらくしていたことを思えば、そうした認識は性的多数者にこそ求められています。そこで大きな力を発揮するのが教育です。性の多様性が認められ、だれもが自分にすなおに生きていくことのできる社会の構築に向けて、教育の果たすべき役割は大きいのです。

3 だれもが自分らしさに素直に生きられる社会を学校から

性の多様性に寛容な学級・学校を作るには、一つには教科・教科外の教育を通じて、性の多様性についての理解を育み深めることにより〈シズジェンダーの異性愛〉を相対化することと、いま一つには性の多様性を理由としたセクシュアル・マイノリティへの差別を許さず、多様な性を体現する人々が共存する社会を想像し、創造しようとする力を育てることが大切になってきます。

1 性の多様性についての理解を育み深めることにより〈シズジェンダーの異性愛〉を相対化すること

学校とそこでの教育のあり方・内容は、〈シズジェンダーの異性愛〉を無意識のうちに前提としているという過言ではありません。例えば名簿、制服、トイレ、更衣室。いずれも男性か女性かで分けられています。しかし、性別違和の児童生徒にとって、例えば「こころの性」に従ってトイレを使用するとすれば、ほかの児童生徒からどんな目で見られるでしょうか。かといって「からだの性」に合わせたトイレを使用することは当事者にとっては苦痛です。そのため、学校ではトイレの使用を極力避けようとして、健康を害することも起こるのです。あるいは、教科書の記述などが〈シズジェンダーの異性愛〉のみを取り上げていけば、それだけが、あるいはそれが当たり前として児童生徒にすり込まれていくことになり、それとは異なる多様な性のあり方に気づくことができなかつたり、あるいはセクシュアル・マイノリティに否定的な認識を形成することになったりします。

文部科学省は2015年の「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(以下、2015年通知)と2016年の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」で、「性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等」をとりまとめるとともに、「悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」(2012年8月28日閣議決定)を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要」としています。これを受けて、例えば性別違和の場合、希望する制服・服装の着用を可能にしたり、トイレや更衣室についての配慮など、当事者の判断を尊重した「こころの性」によりそった対応が進められるようになっていきます。

一方で、2017年告示小学校学習指導要領では体育第3学年および第4学年の保険の内容に「体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること。」とあり、中学校学習指導要領では保健分野の内容の取扱いに「身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。」とあるように、異性愛のみが取り上げられています。あるいは、2005年度高校用教科書の検定では、『家庭総合』『家庭基礎』の各社教科書にあった性の多様性にかかわる記述が「理解し難い」との検定理由で削除や修正を余儀なくされましたが、その背景には性の多様性やジェンダー・フリーについてとりあげることに否定的な人々の声や政治的圧力があつたとされます⁽⁴⁾。こうしたことが、学校においてセクシュアル・マジョリティとセクシュアル・マイノリティがともに性の多様性について学ぶことを閉ざし、とりわけセクシュアル・マイノリティの児童生徒が自身の性をそれとして認識し、肯定的に受けとめる機会を奪っているのです。

こうした状況を克服していくためには、1で述べた性の多様性についての理解をふまえ、生物における性の多様性、同性愛者の歴史、当事者や家族の手紙からそれぞれの心情に迫るなどの具体的な授業実践⁽⁵⁾を参考に、性教育とも連携しつつ、セクシュアル・マジョリティはセクシュアル・マイノリティについて、また、セクシュアル・マイノリティは自身の性のあり方について、肯定的な認識を育んでいくことが望まれます。

4. 渡辺大輔(2006)「学校における同性愛者の「消され方」「現れ方」」国立歴史民族博物館編『歴博』137。

5. 『人間と性』教育研究所編(2002年)『同性愛・多様なセクシュアリティ』子どもの未来社。

2 性の多様性を人権としてとらえること

文部科学省2015年通知では、「2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実」として、以下のような指摘がされています。

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄(やゆ)したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

2017年に高校生約1万人を対象に行われた調査⁶⁾では、セクシュアル・マイノリティの生徒のうち、「オカマ・ホモ・レズなどと言われたり、無理やり服を脱がされたり、持ち物を隠されたり、仲間外れにされたりするなど、何かしらの「いじめの被害に遭ったことがある」と回答した生徒は61.4%、「わざと自分の体を傷つけたこと」があると答えた生徒は32%で、そのほかの生徒の割合をおよそ20ポイント上回ったといえます。同じことが性別や国籍・人種、障害などを理由に行われていたとすれば、誰もがそれはその人たちの人権が脅かされている、人権侵害と考えるのではないのでしょうか。それはセクシュアル・マイノリティの場合も同じです。

一方、同調査では、「学校生活で「安心できる場所がある」と答えた生徒は37%、「いざという時に力になってくれる友人や先生がいる」と答えた生徒は47%で、いずれもそのほかの生徒の割合をおよそ20ポイント下回るとされました。毎日、しかも一日のほとんどを過ごしている学校や教室が安心できる場ではないというのは、どんなにつらいことか想像できるでしょうか。しかも、「性的マイノリティの生徒のうち、「周りの人の多くは性的少数者に偏見を持っていると思う」と回答した生徒は48%」に達したといえます。そうした偏見にさらされないためには、自分が性的少数者であることを知られないようにせざるえず、そのためにも場合によっては自分も性的少数者を貶めるような言動に荷担せざるをえないようになってしまうことは想像できるでしょう。これは、自分がいじめられないためにいじめを見て見ないふりをしたり、荷担したりするという構造と同じです。

また、ゲイ・バイセクシュアル男性を対象にした調査では、約65%が自殺を考えたことがあり、15%前後が実際に自殺未遂の経験があるという報告もありますが、いじめや差別、偏見にさらされることがその背景にあることは理解できるでしょう。2015年8月には、一橋大学法科大学院の男性院生が、自身がゲイであることをカミングアウトした別の男性院生によってそのことをLINE等を通じて暴露されたことを苦に自殺するという痛ましい事件も起きています。当事者によるカミングアウトではなく、当事者の意思に反して第三者がセクシュアリティを暴露することを「アウトティング outing」といいますが、それは許されることではありません。

児童生徒をセクシュアリティを理由とした偏見や差別から解放し、セクシュアル・マイノリティを被害者にしないために、そしてセクシュアル・マジョリティを加害者にしないために、教職員には「いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進すること」、「教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めること」、「教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むこと」が求められます。

児童生徒は、時には相手が嫌がりそうな言動でからかったりすることを「いじる」などといって人間関係を作る手段と考えている向きがあります。しかし、言動の対象とされた児童生徒が実際にそうであるか否かを問わず、また性のことに限らず、どのようなことについても多数者とは異なる多様なあり方を理由にからかいの対象にすることは差別であることを明確に伝える必要があります。はじめはほんの些細なことかもしれませんが、しかし、この程度ならと放置すると、児童生徒は教職員がそれを容認したと受け取りかねません。それが少しずつ積み重なった結果、取り返しのつかない状況に到る場合があることは、さまざまないじめの事例が示しています。セクシュアル・マイノリティへのいじめを許さないことは、いかなるいじめも許さないことの一環であり、それは児童生徒が安心して生活できる学級・学校をつくることの一環なのです。教職員がセクシュアル・マイノリティを含む児童生徒の「良き理解者となる」ためには、何よりも教職員自身の言動がいじめにつながるものを含んでいないか意識的に問い直すことが求められます。児童生徒の前に立つ教職員は、その言動の影響力を考えると、そんなつもりではなかった、差別という意識はなかったではすまされないのです。見えないセクシュアル・マイノリティが、あなたの言動に救われたり、傷ついたりしているかもしれないことに思いを馳せましょう。

6. 日高庸晴宝塚大学教授・三重県男女共同参画センター共同研究(2017年10月～12月実施)

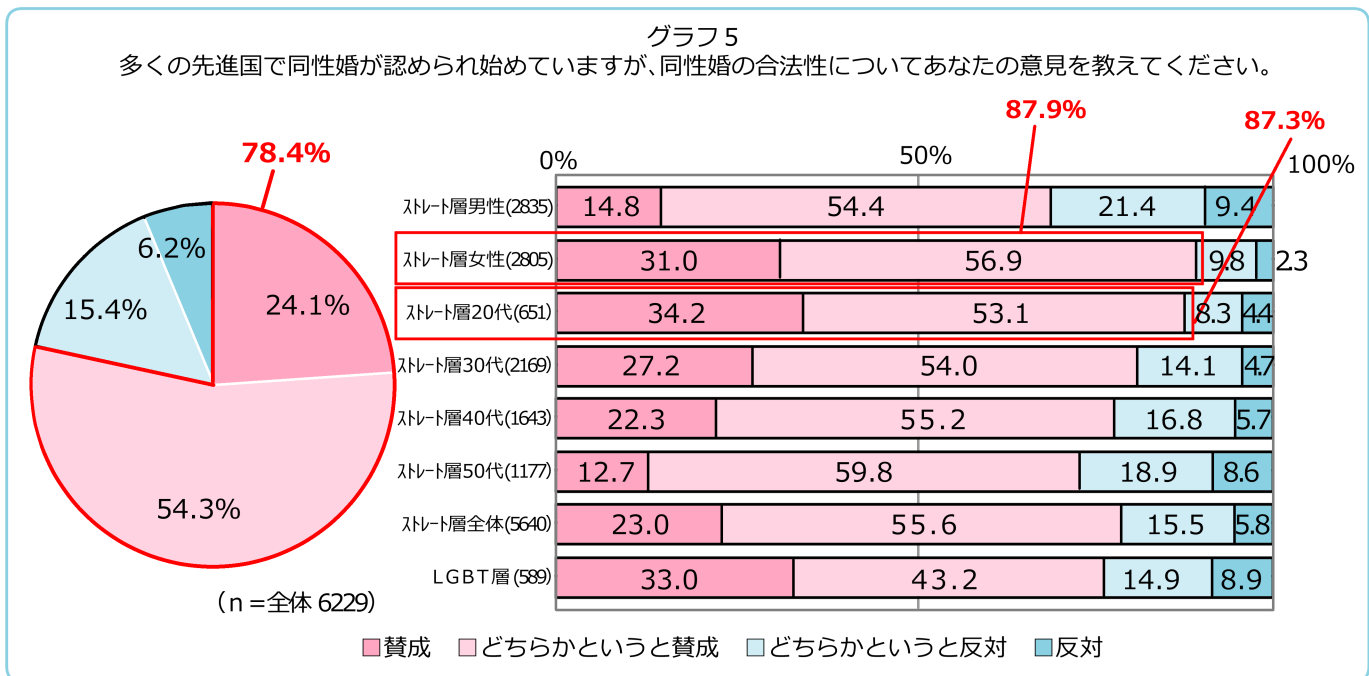
おわりに

先に性のあり方・セクシュアリティとは、人の生き方を性という観点からとらえたものと述べましたが、セクシュアリティが多様であるということは、それに応じた多様な生き方がありうるということであり、それが肯定的に受けとめられてこそ多様性に寛容な社会であるといえます。

性を媒介として人と人が結びつくものに婚姻と家族の形成があります。2001年、オランダで初めて同性婚が認められ、現在、世界の国や地域の約20%が同性婚や登録パートナーシップなど同性カップルの権利を保障する制度を有するとされています(2018年12月)。G7(先進国首脳会議)参加国で同性婚が認められていないのは日本だけです。2006年に国際会議で採択され、17年に補完されたジョグジャカルタ原則は、性的指向および性自認に関して国際人権法がどのように適用されるかをまとめた国際文書ですが、そこでも「家族を形成する権利」があげられています。

日本でも2015年4月に東京都渋谷区と世田谷区が同性パートナーシップ証明の発行を始め、翌年には三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市で制度が導入されましたが、19年2月14日、同性婚ができないことの違憲性を問う日本で初めての訴訟が札幌、東京、名古屋、大阪の地方裁判所に一齐提起されました。日本国憲法は第二十四条において「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」としていますが、この条文は、大日本帝国憲法では女性の自己決定権が認められておらず、家長である父や兄弟によって婚姻が決められ、婚姻後は夫に対して従属的立場に立たざるをえなかったという状況を克服するために規定された歴史的経緯があります。もちろん当時は同性婚は想定されていませんでした。憲法が個人の多様なあり方の保障を前提としていることからすれば、そして、国民の「不断的努力」によるよりゆたかな人権保障に道をひらいていることからすれば、加えて国際社会の動向をも見ずえるならば、めざすべき方向ははっきりしているのではないのでしょうか。

一人ひとりが自分にすなおに生きることでできる社会を築く、あるいはそうした社会を築くことのできる人が育つのは、児童生徒の暮らしと学びの場である教室と学校がそうした場になっていてこそです。そうした教室、学校、そして社会をつくる担い手に、まずはあなたがなってみませんか。



文献(本文中であげたものを除く)

- 風間 孝・河口和也(2010)『同性愛と異性愛』岩波書店。
 石川大我(2011)『ゲイのボクから伝えたい「好き」の?がわかる本 みんなが知らないLGBT』太郎次郎エディタス。
 加藤 慶・渡辺大輔編著(2012)『セクシュアルマイノリティをめぐる学校教育と支援 増補版』開成出版。
 薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己(2014)『LGBTってなんだろう? からだの性・こころの性・好きになる性』合同出版。
 南 和行(2015)『同性婚 私たち弁護士夫婦です』祥伝社。
 はたさちこ・藤井ひろみ・桂木祥子編著(2016)『学校・病院で必ず役立つ LGBTサポートブック』保育社。
 国連人権高等弁務官事務所著、山下 梓訳(2016)『みんなのためのLGBTI宣言 人は生まれながらにして自由で平等』合同出版。
 リヒテルズ直子(2018)『0歳からはじまるオランダの性教育』日本評論社。
 鈴掛 真(2018)『ゲイだけど質問ある?』講談社。